

議 事 録

1. 日 時 令和元年 11 月 7 日 (木) 午後 2 時 00 分～

2. 場 所 四万十市役所 6 階 議員協議会室

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長:篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐:吉田 貴浩

農業委員会事務局係長:中山 珠美

事務局:主幹:宮川 昭人

事務局:主幹:室津 康志

事務局:主事:永野 ほのか

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1～5 番)

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について (1 番～3 番)

第 3 号議案 非農地証明書の交付について (1～4 番)

第 4 号議案 買受適格証明書の交付について (1 番)

第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1 番)

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 11 月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号 1 番 篠田新生委員です。

本定例会は「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は、19 名中 18 名の出席となりますので、会議は成立しております。

推進委員は全員出席です。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは議席番号 2 番 桑原宏文委員、議席番号 5 番 安藤久徳委員にお願いします。

◎それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明 (深木)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページになります。

番号 1。土地の表示は、深木市谷、1664 番、登記地目、現況ともに畑、面積は 59 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 59 年の 79 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦 59 年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コ

ンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 10 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、83a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2 番について説明（森沢・具同）

続きまして番号 2。土地の表示は、森沢 江ノ口、194 番、登記地目、現況ともに田、面積は 2,473 m²、他 2 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 34 年の 54 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業暦 60 年の父と母の 3 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 1 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、120a ですので問題ありません。

また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3 番について説明（楠島）

続きまして、番号 3。土地の表示は、楠島 二重、1199 番 1、登記地目、現況ともに畑、面積は 79 m²、他 4 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 59 年の 79 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。

農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 10 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、133a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

4・5 番について説明（初崎）

番号 4 と番号 5 につきましては譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。

番号 4。土地の表示は、初崎 ドウサキ、407 番 16、登記地目、現況ともに畑、面積は 375 m²、他 1 筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書のとおりです。

番号 5。土地の表示は、初崎 ドウサキ、405 番 5、登記地目は原野、現況は畑、面積は 989 m²、申請理由は賃貸借権の設定で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 50 年の 78 歳の農家で、このたび贈与及び賃貸借権の設定を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、手持ち耕運機を所有しているとのこと。通作距離につきましては、自宅から約 5 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、32a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番・4 番・5 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 4 番 加用委員（八束地区担当）

まず 1 番について説明します。1 番の譲受人は大規模に水稻を耕作している方で、申請地は畑として耕作されており問題はあります。農作業の従事状況、下限面積、周辺地域の農地への影響なども問題ありません。4 番・

5番ですが申請地の耕作状況ですが、現在畑として耕作されており、問題ありません。農作業の従事状況、下限面積、周辺地域の農地への問題もありません。以上よろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございせんか？

◇小野委員（下田・八東地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「2番・3番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号13番 清水委員（東中筋・中筋地区担当）

2番について10月25日譲受人と現地確認をしました。申請地の状況ですが、すでに譲受人が何年か前から耕作しており、取得しようとする農地についても効率的に耕作していくものと認められます。下限面積、周辺地域との関係も問題ありません。3番ですがこれも2番と同じで譲受人が耕作しておりまして、下限面積、周辺地域との関係も問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございせんか？

◇濱田委員（東中筋・中筋地区担当）

清水委員から報告のあったように譲受人に確認を取ってくれているので問題ありません。私も現地を確認しましたが何の問題もありません。よろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございせんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願ひいたします。

ご意見、ご質問はございせんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願ひいたします。

○事務局

1番について説明（古津賀二丁目）

農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1につきましては10月30日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会ひのもと現地

確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、高知ダイハツ販売中村店横から市道を北東方向へ200メートル余り行った所にある農地になります。申請地の北側は市道、西側と南側は宅地、東側は農地の所有者から転用の同意を得ており、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

2番について説明（初崎）

番号2につきましては、10月30日、会長と事務局で現地に向かい、八東地区担当の加用委員と現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ・4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、太陽光発電施設に転用するという申請です。場所につきましては、県道間崎布堂ヶ谷線の初崎トンネルを抜けて東方向へ1.5キロメートルほど行った西道崎灯台の近くの所です。申請地は畑で菜花をつくっています。転用にあたり隣接する農地の所有者からは同意を得ています。排水に関しましては、雨水処理を地中浸透とし、周辺の農地には影響を与えないようにします。施設の周囲はフェンスを設置する計画です。申請地は、10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

3番について説明（国見）

番号3につきましては10月30日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請代理人、工事関係者と現地確認を行いました。お手元のタブレットの5～7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。土地の表示は国見ウトノロ 1632番 登記、現況とも畑、転用面積は208㎡の内80.6㎡ 他21筆 面積は合計2710.8㎡ 貸人は記載の通りですが33名となります。借人も記載の通りです。転用事由は仮設道路・資材置場の設置です。この度、林道の拡幅に伴う工事用仮設道路、拡幅工事に伴い排出される伐採木、残土等の一時的な仮置き場、工事機材等の資材置場を確保するために一時転用するという申請です。期間は許可の日から約3年間、賃貸借権を設定するものです。場所は国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北方向へ40mほど行った所になります。申請地の西側は河川、東側は農地及び賃貸人所有農地、南側は河川、北側は農地及び賃貸人所有農地となっており、転用にあたり隣接する農地の所有者からは同意を得ています。排水に関しましては、汚水、雑排水は発生せず、雨水は自然浸透とし、周辺の農地には影響を与えないようにすることです。申請地は、10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

10月30日現地確認を行いました。何の問題はありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

毎月のように申請の出てくる所ですので問題はないと思います。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八東地区担当）
事務局の説明どおりで問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八東地区担当）

隣にも太陽光発電施設が出来ている所ですので何の問題もないと思います。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

10月30日、会長と事務局で現地に向かい、申請代理人、工事関係者立会のもと現地確認を行いました。林道の拡幅に伴い、仮設道路及び資材置場をつくるため一時転用するという申請です。転用期間は許可の日から3年間で貸主とは賃貸借権を結ぶというものです。場所は国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北方向へ40mほど行った所になります。申請地の西側は河川、東側は農地及び賃貸人所有農地、南側は河川、北側は農地及び賃貸人所有農地となっており、転用にあたり隣接する農地の所有者からは同意を得ています。排水に関しましては、汚水、雑排水は発生せず、雨水は自然浸透とし、周辺の農地には影響を与えないようにするとのことであり、問題は無いものと判断しますので、よろしく願いいたします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

説明を始める前に訂正がございます。第3号議案の記載に間違いがありまして、差し替えを皆様のお手元にお配りしておりますのでそちらをご覧ください。

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

1番について説明（駅前町）

番号1。土地の表示は、駅前町102番、登記地目は畑、面積は116㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、10月30日、会長、事務局で現地に向かい、申請人と中村地区担当の岡崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの8ページ及び9ページをご覧ください。申請地は駅前町で、中村駅から南東に約100メートルの場所になります。

申請によると、水利が悪く、周りもだんだんと宅地になっていったことから平成20年頃より耕作放棄、現在は雑種地になっているとのことです。申請地は、耕作放棄してから10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

2番について説明（片魚）

続きまして番号2。土地の表示は、片魚 トドロ谷、1142番、登記地目は田、面積は13㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号2につきましては、10月30日、会長、事務局で現地に向かい、現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの10ページ及び11ページをご覧ください。申請地は片魚で、片魚小学校から北東に約1.3キロメートルの場所になります。申請によると、約30年前、奥の山や田畑へ行く道が狭かったため広げ、公衆用道路として整備し、今日に至るとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

3番について説明（中村百笑町）

続きまして番号3。土地の表示は、中村百笑町2043番、登記地目は畑、面積は148㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号3につきましては、10月30日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、中村地区担当の岡崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの12ページ及び13ページをご覧ください。申請地は中村百笑町で、百笑排水ポンプ場から南に約150メートルの場所になります。申請によると、昭和53年月日不詳より法泉寺駐車場として使用し今日に至るとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

4番について説明（楠島）

続きまして番号4。土地の表示は、楠島 ヘサイテン1122番1、登記地目は田、面積は103㎡、他8筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号4につきましては、10月30日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの14ページ及び15ページをご覧ください。申請地は楠島で、ツカサ鋼板から南に約500メートルの場所と、北に約1キロメートルの場所になります。申請によると、1204番、1215番、1216番については、平成元年月日不詳耕作放棄をし、平成5年月日不詳山林となり、他6筆については、平成15年月日不詳耕作放棄をし、平成18年月日不詳原野となり今日に至るとのことです。申請地は、耕作放棄してから10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1・3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

10月30日会長、事務局、申請代理人とで現地確認を行いました。事務局の説明のとおりです。申請者は80才

を過ぎており足腰も弱り、中村の方へは来れないとのことでした。両サイドには民宿とケア施設がある所です。全く問題はありません。続いて中村の百笑ですが、お寺の駐車場として何十年前前から使っており、もう畑なんかへの復元は出来ない所でした。以上です。

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

10月30日に会長、事務局は現地確認をしておりますが、私は都合により11月2日現地確認を行ないました。前にも非農地証明が出ていたあたりの所で何の問題もありませんのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

10月30日会長、事務局、申請代理人とで現地確認を行いました。事務局の説明どおりで農地への復元は困難であると思われますのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 買受適格証明書の交付について、議題といたしますが、谷崎委員に関する案件となりますので、谷崎委員は退室をお願いいたします。

～～～ 谷崎委員退室 ～～～

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

第4号議案 買受適格証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。この証明書は、幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構が農地の公売を実施した際、入札するときに必要な証明です。この証明書の交付については平成24年3月30日付の民事執行法による農地の売却の処理方法の通知により、農地法第3条申請の手続きに準じて行うこととされているため、農地法第3条の許可要件を満たしているかどうかを審議します。また、この買受適格証明書の交付を受けた者が、落札した後、法務局において登記名義人変更手続きに必要な3条許可の申請書を提出した場合においては、農業委員会会長が買受適格証明書の交付をした時と事情

が異なっていると認めた場合を除き、再度、総会を招集せず3条の許可をして差支えないかの決議も併せてお願いいたします。それでは、説明に移ります。

1 番について説明（蕨岡）

番号1番。土地の表示は、蕨岡戒甲1486番、登記地目、現況ともに田、面積は608㎡、申請理由は買受で、申請人は議案書のとおりです。申請人は、農作業暦40年の65歳の専業農家です。労働力は、申請人と農作業暦30年の妻と農作業暦14年の息子の3人となっております。農機具につきましてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しているとのことです。通作距離は自宅から約1キロメートルの距離ということで、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、462aですので問題ありません。また、耕作状況は今までと変わりなく耕作するということですので、周辺の農地に与える影響等はありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、地元委員さんのご意見ですが私の所ですので私の方から説明させていただきたいと思っております。

◇議席番号18番 福留会長（蕨岡・富山地区担当）

この農地は買受適格証明を申請するという事で谷崎委員のご家族の方がしたわけですが、証明書がおいて買い付けをした場合、今までどおり耕作をするということですので問題は無いと思っております。よろしくお祈りいたします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で地元委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

このような案件は今までに聞いたことがないが……。

◆議長（福留会長）

今までにも何回かありました。事務局から詳しい説明をしてもらいますが、税金を払っていない方が結局これを買収されて、それによって税金を払うという案件でございます。

○事務局

少し補足説明します。これまでに2件ぐらいあったと思いますが、幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構がチラシを出して、3条の要件を満たす者に競売をかける権利がありますので、農地ですので買受適格証明書を裁判所に出しまして、それをもって競売にかけて入札でございましたら、証明書を持ってその方が事務局へ来ます。引き続き農業をやっていることが確認できましたら、3条許可を出しまして許可書を持って法務局へ行って登記名義人変更となります。

◆議長（福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 買受適格証明書の交付につきまして、採決いたします。

また、この買受適格証明書の交付を受けた者が落札した後、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えないかも合わせ、原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、原案のとおり交付することといたします。それでは、谷崎委員に入ってもらってください。

～～～ 谷崎委員入室 ～～～

◆議長（福留会長）

谷崎委員に一言付け加えておきたいことがあります。この農地を取って登記をしましたら3年間は自分が耕作をしなければならないとなっていますので、集落営農組織もありますが、組織には3年間は待ってもらわなければなりません。3年3作が生きてきますのでよろしくをお願いします。

◎続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので説明いたします。議案書は7ページ、一覧表は7-1ページになります。

1番について説明（平野）

借受人は平野地区において、主に生姜を栽培している認定新規就農者です。申請地については、貸付人は1名、農地は平野上駄馬2679番他1筆、面積は合計で3,065㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は生姜です。賃借料は10a当たり10,000円です。貸借期間は令和元年11月7日から令和11年11月6日までの10年間となっております。

2番について説明（楠島・間）

借受人は東中筋地区において、主に水稻を栽培している認定農業者です。申請地については、貸付人は1名、農地は楠島北沢221番他1筆、合計面積は6,807㎡の2筆は貸借権の更新です。期間は、令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間となっております。作物は水稻です。また、間中島165番3,036㎡については貸付人1名で新規です。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。貸借期間は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間となっております。利用権の種別は貸借権の設定で作物は水稻です。賃借料はいずれの農地も10a当たり10,000円です。以上、1・2番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

先ほど事務局が説明したとおりです。生姜のタネの確保の見通しも立っているということで適当であると思えますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員 (下田・八束地区担当)

問題ないと思います。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

先ほど事務局から説明があったとおりでありますが、借受人は認定農業者でもあり、その周辺でも耕作しており問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員 (中筋・東中筋地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

利用権設定ですがこれは貸付人が期間内に亡くなったとかいう場合には手続きは普通考えたらしなければならぬと思いますが、中間管理機構を通じたら間に入ってくれると思いますが、普通の利用権設定の場合、本人なりが手続きするようになるのですか？

○ 事務局

貸付人が亡くなった例は前にもあったように思いますが、改めて利用権設定をしなくてもよかったですと思います。賃借料は相続人の人に払うようになるのですが、また調べて後日回答ということでもよろしいでしょうか。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

相続人が何人もおる場合はややこしくなる。

○ 事務局

そういうことはあると思います。賃貸借の加持子については本人同士で話していただくということで農業委員会総会にかけるとはございません。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

相続人と話すということですか。

○ 事務局

はい。そうです。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

法的な裏付けとか決まったことはないのでしょうか？

○ 事務局

調べて回答するようにいたします。

◆議 長 (福留会長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

- ・3条許可取消し願について
- ・人・農地プラン実質化の取組の流れについて
- ・報酬条例の改正について

以上、事務局から報告をする。

◆議長（福留会長）

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年11月7日

議長

福留宣孝

署名委員

桑原良文

署名委員

安藤久徳